

令和元年6月25日



広報資料

問い合わせ先

第一管区海上保安本部 総務部

広報・地域連携室長 永吉 健吾

0134-27-0118(内線2111)

協定に基づいた通信事業3社との連携訓練を実施します！

第一管区海上保安本部では、留萌海上保安部において、「災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定」に基づき、通信事業者が保有する資機材の巡視船艇への積載に際しての手順確認や問題点の抽出を目的とした訓練を実施します。

1 訓練日時・場所

令和元年7月9日(火)

(1) 留萌海上保安部長挨拶及び訓練打ち合わせ

午後1時～午後1時15分ごろまでの間 留萌海上保安部2階会議室

(2) 実働訓練

午後1時30分～午後5時ごろまでの間 留萌港東岸船だまり岸壁

2 参加勢力

(1) 海上保安庁

第一管区海上保安本部、留萌海上保安部、巡視艇はまなす

(2) 通信事業者

ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ

3 訓練内容

巡視艇はまなすへの資機材積載、運搬、搬出及び人員輸送

巡視艇を出港させての運搬訓練(留萌港内のみ)を実施します。

「災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定」について

本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）上の指定行政機関である海上保安庁と指定公共機関であるKDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社が、災害発生時に通信の確保に向けた相互協力を行うことを目的として平成26年度に締結したものであり、主な内容としては

- （1）災害発生時におけるスムーズな協力を確保するため窓口を設定すること
- （2）海上保安庁は、被災地における通信手段を確保するために活動するKDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社に対し、物資や人員の輸送等の協力を行うこと
- （3）KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社は、海上保安庁の災害時における人命救助活動等に必要な通信手段として、各社保有の衛星携帯電話等の通信機器を優先的に提供すること
- （4）平時における訓練、連絡調整を行うとともに、災害時には情報を共有することとなっています。

【協定の締結日】

ソフトバンク株式会社	平成26年12月25日
KDDI株式会社	平成27年3月6日
株式会社NTTドコモ	平成27年3月6日